

棚倉町妊婦にやさしい遠方出産支援事業について

棚倉町では、自宅（または里帰り先）から遠方の分娩取扱施設（病院や診療所等）で出産する必要がある妊婦さんに対して、出産に伴う交通費及び妊婦さん・支援をされる同行者さんが、出産入院まで待機するための分娩取扱施設近隣にある宿泊施設での宿泊費について、一部を助成します。

対 象 者

- 令和6年4月1日以降に出産された方で、棚倉町に住民票があり、次のいずれかに該当する方
 - ① 住所地（または里帰り先）から最も近い分娩取扱施設まで、概ね60分以上の移動時間を要する妊婦
 - ② 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある、住所地（または里帰り先）から最も近い周産期母子医療センターまで、概ね60分以上の移動時間を要する妊婦



概ね60分以上の移動時間とは？

分娩取り扱い施設または周産期母子医療センターまで、妊婦が選択した移動手段（自家用車・タクシー・公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案した上で、標準的な移動時間が概ね60分以上を要すると認めた場合に限りです。

- 上記1に該当する妊婦が、分娩取扱施設等の近隣宿泊施設に宿泊した場合、妊婦を支援するために同じ宿泊施設に宿泊した方（妊婦1人につき1人まで）

助成内容・助成額

1. 交通費 （妊婦本人分のみ） 出産に際して分娩取扱施設までの移動に要した交通費（往復分） ■ 自家用車の場合 （距離数 km × 25円 × 0.8）円 ■ タクシーの場合 （実費額 × 0.8）円 ■ 公共交通機関の場合 （町の旅費規定に準じた額 × 0.8）円 ※実費額が上限となります。	2. 宿泊費 （妊婦本人＋同行者1名分） 出産までの間、待機のために分娩取扱施設等の近隣宿泊施設で宿泊した際の宿泊費用 ※出産時の入院までの前泊分として、最大14泊分。 同行者1名分を含む。 （1泊あたりの宿泊費－2,000円）× 宿泊数 ※宿泊費の上限は11,800円です。上限を超えた分の費用は自己負担となります。
--	---

申請方法等

交通費や宿泊費を支払い後、以下の書類を添付し、申請してください。

- ① 棚倉町妊婦にやさしい遠方出産支援事業申請書
- ② 母子健康手帳（出産日・分娩取扱施設が確認できるもの）
- ③ 交通費（利用日・利用料金が確認できるもの）・宿泊費（宿泊施設名・宿泊者・宿泊日・宿泊日数・宿泊費が確認できるもの）にかかる領収書
- ④ 金融機関の振込口座が分かるもの（申請者本人名義のもの）

申請・相談窓口

棚倉町健康福祉課 健康づくり係（保健福祉センター内）
0247-33-7801

